

令和3年第2回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
住民課長	宮 川 雅 人
福祉子ども課長	花 村 定 行
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第3号）

令和3年6月16日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 第37号議案 | 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 第38号議案 | 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について |
| 日程第3 | 第40号議案 | 笠松町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 第41号議案 | 笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 第42号議案 | 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 第43号議案 | 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 第44号議案 | 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 第45号議案 | 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 第46号議案 | 笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更について |
| 日程第10 | 第47号議案 | 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 第48号議案 | 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 第49号議案 | 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 第50号議案 | 令和3年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について |

日程第14 第51号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開議 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第37号議案から日程第14 第51号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第37号議案から日程第14、第51号議案までの14議案を一括して議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時12分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第37号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 耳が遠くなったわけでもないと思いますけれど、9ページになりますが、PCR検査ということで小学校と中学校と、小学校のほうは210名、中学校についてももう少し、この両方のPCR検査の関係の事項について説明をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

今回、補正予算に計上してございますPCR検査につきましては、児童・生徒が安心して学校生活を送るため、小・中学校の教職員及び放課後児童クラブ指導員を対象に定期的にPCR検査を受診するための経費を計上しております。

これにつきましては、ちょっと内容を説明させていただきますけど、まず岐阜県におきまして4月23日に第4波の緊急事態宣言を発出し、5月7日にはまん延重点措置区域の指定を受けまして、5月9日から30日までを対象期間としてまいりましたが、この期間の新規感染者数が100人を超える高水準の感染が続きまして、笠松町の感染者もこれまでになく高く推移をしております。この状況を受けまして、まん延防止等重点措置が6月20日まで延長されることになりました。現在は、新規感染者数も徐々に減少にありますけれども、決して油断できない状況にあるということで、また児童・生徒への感染も増えておりましたので、児童・生徒に対する感染防止対策も徹底しておるところであります。

そこで、学校で感染者が発生した場合には、感染拡大を防ぐために保健所と連携し、その指

導の下にクラス全員のPCR検査を実施などしまして、学級閉鎖などの対応をしておりましたが、教職員が感染した場合には、学年閉鎖や学校の臨時休業も考えられますので、そういったことで児童・生徒、それから家庭にも大きな影響が出てくると考えまして、定期的なPCR検査の実施によりまして無症状のうちから早期発見いたしまして、感染拡大を未然に防ぎたいということで、こういった事業を実施することになりました。

これは岐阜県でも4月から高齢者とか障害者施設を対象に予防的な検査を実施しておりまして、それを踏まえまして笠松町でも予防的検査を速やかに時機を逃さず効果的に実施したいということで、専決補正をさせていただいたというところでございます。

それで、小学校につきましては163名分、これは各小学校の教職員、それから学習支援員とか特別支援アシスタント、それから放課後児童クラブの指導員を含めまして163名分。中学校におきましても同じように、教職員と学習支援員含めて47名の210名分を計上させていただいております。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、ワクチン接種をした後にPCR検査をすると、結果について何か影響があったりするのでしょうか。ワクチンというのは、いわゆるウイルスではないんですけど、ウイルスのようなものを入れて抗体をつくるわけですが、そのことについて、PCR検査について何らかの反応が出たり、結果に揺らぎが出たりするということはあるんですか。すみません、ちょっと知らないんで教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私も専門外であれなんですが、私がいろいろ個人的に文献を読んでの話で、ちょっと専門家ではないことを前もってお断りしてお話しさせていただきたいと思えます。

まず、PCR検査というのは、コロナだけに使われるわけではないわけなんです。そのウイルスのDNAを調べるのがPCR検査で、コロナウイルスというのはRNAというんです。DNAとRNAがあって、ウイルスはDNAウイルス、RNAウイルスとありまして、そのRNAウイルスを転写というんですか、それをDNAに変えて調べるのがPCRなんです。

それをまず前提として、ワクチンというのは、今ファイザーもモデルナもそうなんです、メッセンジャーRNAというワクチンであります。これは平たく言えばたんぱく質の設計図、いわゆるウイルスが持っているたんぱく質の設計図を入れますので、特にそれが直接コロナの

RNAなりそういったものを体内に入れるわけではないので、特にワクチンを打ったから、その後PCRをして陽性になるということはないというふうには聞いております。ですので、全くそれが検査に影響を与えることはないと思います。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

不勉強で申し訳ないですけれども、そうなると、例えばもしPCRではなしに抗原検査ということになると反応する可能性があるということですよ。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 僕もちょっとごめんなさい。ここまで来ると分からないんですが、抗原検査というのはたしかたんぱく質を調べると思うんです。なので、言うならば、それも出ないと思います。あくまでも体内で中和抗体というやつをつくるあれなので、言うならウイルスのそういった部品とかそういうものを直接体内で、インフルエンザのワクチンは御承知のようにちょっと病原性を抜いたものを接種して抗体をつくるというあれなんです、そういうものですので、基本的にウイルスに属するものは体内に入れないので、抗原検査でも反応は出ないと思います。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

第38号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） お聞きしましたところ、14ページの歳出のほうでお願いしますが、18歳までと障害等のある方については20歳未満までを対象にして、1人5万円の384人に子育て世帯生活支援給付金が行われたということですが、独り親家庭と低所得者については、どの辺りまでを低所得者とした対象になっていたのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、独り親の方にはもう既に5月に県のほうで実施をしておりますので、今回は独り親以外の方に対してですが、低所得者というのが住民税非課税世帯ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） すみません。住民税非課税世帯を対象にして、その方で384人いいですか。54人かどっちなんですか。すみません。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回、384人で計上させていただいておりますが、一応国のほうの試算で笠松町の場合ですとこれぐらいの方がいらっしゃるということで、この人数を上げさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 専決ですけれど、やってしまったんじゃなくて、人数やあれからすると結果が今後しか人数は出てこないということになるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回、この給付金の支給につきましては、7月の中旬頃を一応支給を予定しております。その前に、対象になる方の一覧の名簿であったりとか、そういう事務上のことでシステム改修をしないとイケなかったものですから、ちょっとそのシステム改修の日にちが早くやらないということで専決補正のほうをさせていただきました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 先ほど長野議員と同じところなんですけれども、先ほどの令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯かと思うんですけれども、例えば令和3年度というと令和2年の収入に関しての課税になるかと思うんです。例えばそれがコロナの感染症の影響でこれと同等になるような形になった場合は対象になるのかどうかをお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

すみません。先ほど対象で非課税世帯というふうで、今尾関議員さんが言われましたように、

令和3年1月1日以降に収入が急変して住民税非課税相当の収入になった方も対象になります。申し訳ありませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。ちょっとそれで安心しました。

あと、例えばその方に関しては、申請というのはどのようにされるかということだけ最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

その方たちは、申請をしていただくこととなります。まず、申請していただくためには周知が必要ですので、7月号の広報、あとホームページのほうで周知をさせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔挙手する者なし〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 笠松町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) すみません。任命権者に提出するというのですが、署名と押印と、署名をするというのが抜けているような気がするんですけど、いいです、分かりました。すみません。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

第42号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) 笠松町の手数料条例で、旧のところの7番目、説明資料のほうの3ページですけど、これはマイナンバーの再交付についての中身だったんですけど、これを800円までを含めて全部が略されるということですが、マイナンバーについて再交付はどのような手続で行われてくるのか、もう少し具体的に教えてください。

○議長(伏屋隆男君) 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長(服部敦美君) お答えをします。

マイナンバーカードを紛失されたりとかという方につきまして再交付をさせていただくんですが、その具体的な再交付の仕方ということでしょうか。

紛失等した場合の再交付になりますので、更新ではございません。

○議長(伏屋隆男君) もう一回聞いてもらっていいですよ。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) 再交付する場合ですが、その窓口機関が地方公共団体情報システム機

構になる。町の窓口に行って再交付していただけるのか、その仕方についてです。教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

再交付につきましては、役場の1階の住民課のほうでさせていただいております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○5番（川島功士君） すみません。今さらの質問でごめんなさい。再交付するということは、なくしたということですよ。なくしたということは、ひょっとしたら誰かが持っているかもしれないということなんですけど、そうした場合に個人番号というのは変わったりするんですかね、再交付するたびに。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

番号そのものは変わりません。ただ、御本人がやはり心配ということがありましたら、御本人の申出によって変更することは可能です。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

○5番（川島功士君） いいです。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 今回、個人番号カードの発行主体というのは、町のほうから地方公共団体情報システム機構に代わるということだと思えるんですけども、一応確認なんですけれども、この再交付手数料800円廃止というのは町では取らないということだと思えるんですけども、先ほどの地方公共団体情報システム機構のほうでそれを取るといことなんですか。ちょっとそこだけ確認をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今尾関議員さんの言われましたように、町としての収入として手数料をいただくことはなくなります。ただ、この地方公共団体情報システム機構のほうで徴収ということになるんですが、直接そこにお支払いすることはもちろんできませんので、住民の方が。まず町のほうで徴収を委託という形で受けて、町民の方から町でお金をいただいて、それを保管金としてお預かりして、最終的には地方公共団体情報システム機構のほうにお支払いをするという形になります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

第44号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

第46号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） すみません。契約そのものには別に問題ないと思うんですけども、もう既に新こども館の土木工事が始まっておるわけなんですけれども、事前に土の中を検査して何もなかったんですけど、現実的に問題点は起きていないのかということが1点と、もう一つは新しいこども館をつくるに当たって、今現在のこども館というのは使用しなくなるわけなんですけど、その後の予定について、私、隣の北野神社の氏子役員をしておるわけなんですけれども、使いたいという方から打診を受けた以降何の連絡もないんですけども、町としてはどのような連絡があって、今どのような予定で旧こども館について進んでおられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、新こども館のほうの土地ですけども、今のところ特に何かが出てくるというような問題があるものではありません。

それから、今の現こども館につきましては、3月の議会のときにもお答えさせていただきましたが、まだ今のところは今後については何も決定をしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

何も出てこなかったということで、本当に一安心しておりますけれども、今結局何も決まっ

ていないということは、例えば私の氏子会のところに使いたいと言っておられた方も、そういう予定がなくなったというふうに。それとも、その後何の連絡もないというふうに考えたらいいかということも1点と、氏子役員会に御連絡いただいたときには、あそこがなくなると田代、東、中、西として公共施設が何もなくなってしまうわけなんですよね。それで、例えば今は西でも中でも主に笠松園を今まで借りておったんですが、今この状況だと全く貸出しというのができない状況になっています。

例えば今の旧こども館でも広い遊戯室であれば、例えば人数を制限してちゃんと間隔を取って3密を避ける形でやれば、何人かの会合というのは公民館でやっているような形でもできるとは思いますが、その点について、もし決まっていなければ、そういうような地域として活用できることというのは考えられるのか、考えられないのか。

私の田代という町内から見ると、とてもあまり思わしくない方向に進んでいると思うんですが、その辺についての考え方をお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 現在のこども館の関係で、その後のことについてお話があったんですが、確かに地区集会所については、それぞれの地区でそれぞれの町内が御努力されてやってみるところもございます。そういったこともございますし、今新こども館のことを検討し始めたのは地代の解消というのも一つございましたし、老朽化の話もございました。

いつまでも検討せずに放っておくわけにはいきませんが、完成するのが12月なんですけど、引っ越すのは多分4月頃になってしまうかも分かりませんが、それまでには利用したいと言ってみえる施設とか、現在の地権者にはしっかりお話ができるように、議会の皆さんとも今後話し合って結論を出していきたいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

そういうふうに言っていたので、その話を待つのでありますけれども、確かに何もないところは、例えば社務所を町内で利用できるようにされたりとかいうのはたくさんございます。しかし、町の施設を、例えば松枝南会館でも払下げを受けて町の施設になって、それをああいう形になっているし、例えば長池地区だと中央公民館であったり、南コミュニティセンターであったりというところを町内として使っておられるわけですよね。

そうすると、もともとこども館という公共施設があったにもかかわらず、なくなったことによってそういうのが不便になる地域とはまた話が別だと思うんですよね。もともとあったわけですから、もちろん積極的にたくさん使っておったということは言い切れませんが、それでも以前までは田代・中もあそこで町内の役員会を開いたり、総会を開いたりしていましたし、

東のほうは社務所と両方使っておられたと思いますけれども、西がなかなかこっちまでは来られていなかったと思いますけれども、そういった形で今まであったところなくなってしまうというのと、もともとなかったところというのはまた考え方の出発点が違うと思うんですね。

なので、ここでそれを答えてくださいとは言いませんので、十分考慮していただけるようお願いをして終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○6番（田島清美君） さっき川島議員が言われたことを私も心配していて、今別に何も下に埋まっていないというふうで安心したところなんですけど、先日こども館の会議がありまして、私、議会代表で行かせていただいています、大変皆さん活発な意見が出ていまして、やはりせっかくこの古田町長の思いを、要するに本当に子育てしやすいというふうにつくられるというので、1つ意見があったのは、子供だけが行けるといふんじゃなくて、もっと地元のお年寄りとかそういう方に、何か農園みたいな感じもつけてもらって、そこでミニトマトとか野菜とかそういうものを作って、要はその辺りの町民も巻き込んでいふふうにできないかというように言われていたんですが、ちょっと古田町長、どのような思いというか、これが起爆剤になるというのと、子供だけやるだけでお年寄りはもう僕たちは入れないからという、やっぱりそういう卑屈な意見も私の耳に入ってくるんですけど、12月にできるということなんですけど、私たち議員は調査にも行っていませんし、私、昨日ちょっと見に行ったんですけど、特に塀があって山みたいに盛ってあって、12月までにどういふふうになっていくかということもあんまり分からないので、ちょっとその辺、私、皆さんの意見をいろいろ聞いて議会のほうでこうやって言わなきゃいけないかなという責任もあるので、古田町長がどういふふうに思ってみえるかというのをちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 検討会のほうでいろいろ御意見いただいています。それは私も書面等でいつも確認しているわけではありますが、ただ、農園というのは初めて聞いたんですが、それができるかどうか。なかなか一口で農園って、僕もあんまりそっちのほうに関わりないもので、簡単そうに見えていろいろ難しい問題があると思うんですが、基本的にこども館といっても子供だけではありません。今、検討委員会の皆さんが大きな柱にしたいのは、若者の居場所、高校生とか、今特にいろいろなコロナ禍で心に葛藤を抱えて居場所がなくなって、そういった子供たちが非常に、言葉は適切じゃないかもしれませんが、悪いほうへ進んでしまう。そういったところを防ぐために若者の居場所もつくってほしいというようなことが柱だということを検討委員会の皆さんからも伺っています。

そして、もちろん地域の、やはりせっかく造って地域の人たちに愛されなきゃいけないので、例えば今思いつくのは、例のふれあい喫茶ってありますよね。そういったものを定期的にやっていただいて、そこで子育て世帯のお母さんと小さなお子さんが、おじいちゃん、おばあちゃんと、特に最近は核家族でなかなかこういった交流もできませんし、またそこで防災の講座をして地域防災について考えていただくとか、使い方というのはやっぱり検討委員会の皆さんで幅広く考えていただく。確かに名前はこども館ではありますが、子供というのは地域みんなで守り育てていく宝だと思いますので、その辺りは柔軟に活用していただければいいのではないかと思います。

ただ、最終的にはやはり検討委員会の皆さんの意向というのも大事にしながらしていきたいと思いますが、もちろん防災のほうでもしっかり、1次避難所にもなっていますので、その辺りはまた地域の人たちの意見も踏まえながら、一緒になって考えていきたいとは思っています。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○6番（田島清美君） 大変古田町長の柔軟な考えで、私もこのこども館の委員としていろんな方の意見を聞いて、本当に新しくできるので、ことばの教室も一緒に入るし、この間福祉課の職員の方も大変楽しみになってきたという意見も聞いていますので、ぜひ本当に笠松町にこども館ありという形で、私も協力していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの川島さんの旧のこども館のほうの今後についてですけれど、土地の問題で言えば、お宮さんの地所と、それから個人の方の地所と笠松独自で持っているのが4分の1ぐらいが町の土地で、あとは借地でこども館を運営してきたという問題もありますし、それから建物についても年数の問題もあるんですが、どのようにされようとするのか。壊してきれいに片づけてという形を思っているのか、その辺だけお聞きしたいです。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 先ほど川島議員にお答えしましたように、全く当初の改築の目的が地代を解消する、また交通環境が悪い、それから老朽化とか、そういった3つか4つあったと思いますが、それを解消すべく今着工したわけなんですけど、今後については、希望されている、はっきり言いまして病院ですが、そちらがどうされるかということでまだ詳細な協議を行っておりません。

ですから、今建っておる建物は全く民間の土地です。笠松町が持っているのは本当の変形な土地でグラウンドの一部です。ですから、今後その病院と協議になるとは思いますが、というこ

とでもうしばらくお待ちいただきたいなあと思いますし、議会の御意見もお聞きしたいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいということしかお答えできませんのでよろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） とすれば、やはり一番発端になりました病院の意向は、こちらから尋ねてもいいのではないかと思います、その点は無理でしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 相手があつてのこういう契約ですので、第一義的には病院の意向を聞いて、こちらの気持ちも伝えて、今後進めていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 今回の第46号議案はこども館工事契約の一部変更ということで、ちょっとお尋ねしたいんですが、このこども館、令和3年度の一大目玉事業ということで、昨日から人口減少とかいろんな問題で、子育てができる住みよい町というようなことで、大変こども館も立派にできると思いますけれども、来年の4月1日から開館するようなことを聞いているんですが、今有識者会議というか、懇談会で何回も何回も田島議員が出席して、お一人お一人の意見を聞いて、なかなか立派なお話ばかりで、前へ進むのか後へ下がるのか、そこら辺の話で大変田島議員も思い悩んでみえるようですが、この懇談会はいつまで、こんなことをやっておったら来年の4月1日、これからあと半年間は、やっぱり今度は運営面とか、それからどういうものにするということはある程度役場のほうできちっと方向性を出さないと、何回も何回も有識者の話を5人、10人で聞いておっては、また開館に向けて施設内の話で懇談会をやれば、3人3様の意見が出たり、5人は5人様の意見が出て、こんなことをしておったらまた一部変更で、今度は机から椅子から、またこんな机は駄目やと言われてたり、またトイレがないでトイレのあれを直していってくれとか、こんなことをやっておっては、来年の4月のオープンに向けてやっぱりある程度、福祉課か担当はどこか分からないんですが、懇談会もいいかげんにやめてしっかりと、一つの問題が出ると一つ懇談会か有識者会議の招集をかけて、話を決めて、議会で一部変更で、また議会を開かなきゃならんというようなことで、僕が思うのは、早く本当に決着をつけないと、来年の工事もどんどん進んでくるんですから、そこら辺、町長さんが話を聞くのはいいんですが、有識者会議が駄目というわけじゃないですよ。これから来年の4月の開館に向けてある程度方向性をきちっと決めてやらんと、大変立派な人ばかり二十何人寄ってきて、一人一人意見を聞いて、2時間も3時間も話を聞いておったらなかなか前へ僕は進まないと思いますので。

それと最後に、本当に中身を早く決めないと、来年の4月に地域振興公社へ委託するのか、また職員を募集するのかという問題もありますし、そこら辺のけじめをしっかりとつけて進んでもらいたいと思います。もう一度町長さん、よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） いろいろ御心配いただき、ありがとうございます。

検討委員会でいろいろ我々ももう少し丁寧に御説明すればよかったんですが、実はもう既にハード、建物とか内装のほうは決まっております、設計図ができて粛々と今工事を進めております。

それで、今検討委員会の皆さんでいろいろ議論していただくのは、いみじくも安田議員さんが御指摘された運営面について話しております。もちろん公社中心でやっていくと思いますが、その中でどうやったら民間の人たちのボランティアとか、そういった人たちが参画して一緒になってやっていけるか、いわゆる民間協働のそういった今礎を模索しているということでもありますので、これから何か意見が出て、また追加工事とかそういったことはありませんし、歩みは決して早いとは言えないかもしれませんが、着実に一步一步前進して、必ずや今年度中には完成、そして4月にはオープンというふうにスケジュール感を持ってやっているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございました。

本当に令和3年度の目玉事業と言ったらおかしいんですが、大変町のお金をたくさん使ってやりますので、そこら辺しっかり方向性を決めて、もう12月ぐらいには来年度の予算編成もしていかないかと思っておりますので、そこら辺間違いないように。

また、有識者会議の懇談会のお話も聞くところは聞いて、また町長さんやら執行部のほうが、こういうことはきちっとやりますというようなことではっきり方向性を決めていただいて、前へ進んでいていただきたいということで要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 30ページの歳出のほうからお願いします。

まず、第2款 総務費、第1項 総務管理費の中の第18節 負担金補助及び交付金の中に水道事業児童手当負担金、下水道事業児童手当負担金、これはどういうものなのかお尋ねします。もちろん水道の会計の中にもあったように思いますが、併せて関係を教えてください。

それから32ページですが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費の中で、やはり第18節の保育環境改善等事業補助金175万円ですが、これはどういう事業なのかお尋ねします。

それから、同じ32ページですけれど、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の中の第2目 予防費で、ワクチンについての関係が出ておりますが、初めは16歳からでしたけれど、12歳からになるのか、その点は今どうなっているのか。そして、この9月までにいろいろと事業所でワクチンをやるとか、いろんなことが出てきているんですけど、地方自治体としてどこまでの住民の責任を負っていくのか、その辺の指示とかあるのでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。およその、12歳までしたらどのぐらいの笠松の住民になるのか、16歳ではどうなのか、その辺も教えてください。

次は、33ページの第6款 商工費、第1項 商工費の中の商工業振興費の中で、県と合わさって5%の負担分が、第18節ですが、497万6,000円出されておりますけれど、これによる事業者に対しての時短の飲食店などに補助をされていく協力金を賄うためのものではないと思いましたが、第3波、4波についての事業と聞きましたが、笠松町で申請する仕方は、これは県へ事業者そのもので申請をしていく形を取るのでしょうか、お尋ねします。

それから、34ページの第9款 教育費の第3項 中学校費で、第1目 学校管理費の第13節 使用料及び賃借料ということで、印刷機使用料とありますが、機械そのものを借りているのか、これは中央公民館か分かりませんが、ともかく35ページの公民館費の中でも54万3,000円ですが、印刷機使用料というのが出ておりますが、印刷機そのものなのか、年間の経費なのか、一月とか、どのような仕組みになっているのかお尋ねします。

以上、お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 質疑・採決の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 私のほうからは、15歳から12歳のワクチン接種の今後の動向というか方針についてお話しさせていただきたいと思います。

既にニュース等で話題になっていると思いますが、数年前に私が議員のときにお邪魔しました京都府伊根町、15歳以下の子供を集団接種で打ったところ、全国から、町外の人がほとんどだと聞きますが、100件以上の苦情というか、恫喝めいた電話やメールが殺到したというようなことで、非常に子供に対する接種というのはまだ世間的にはナーバスになっている部分がありますので、今私の中の考えとしましては、まだこれに対して国の明確な方針、あるいは指示というものが出されていませんので、まずはそれを受けた上で教育委員会とも協議しまして、どういう接種の仕方が一番いいのか、もちろんワクチンというのは全ての人に通じるんですが、希望される方が打つものであって、決して義務でも強制でもありませんので、そうしたこともしっかり改めてお伝えしつつ、慎重に対応していきたいと思っておるところであります。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは30ページの第2款 総務費、第1項 総務管理費の第1目 一般管理費の負担金及び交付金の中で、水道事業児童手当負担金及び下水道事業の児童手当負担金についてお答えをさせていただきます。

基本的に、町職員の児童手当につきましては、町が負担・支給をさせていただくということになっております。水道事業と下水道事業につきましては、今公営企業になっておりますので会計処理上繰出基準に定められておりますとおり、こういった児童手当の負担金という形で公営事業会計に支出をさせていただくというものでございます。

それで、御参考まででございますが、国保事業ですとか介護保険の事業につきましては、それぞれ職員給与費手当繰出金という項目がございまして、その中で児童手当については繰り出しをさせていただいているというような状況になっております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私のほうからは、32ページ、第3款 民生費、第2項 児童福祉費の第1目 児童措置費の中にあります保育環境改善等事業補助金について御説明させていただきます。

こちらのほうは、町内の保育所に対しまして新型コロナウイルス感染症対策のための備品や消耗品等の購入費用に対しての補助金になります。内容的には、消毒液やマスク、体温計等、それからエプロンなどを購入されるという予定になっておりますので、それに対する補助のほ

うをさせていただきます。こちらは国のほうが2分の1財源があります。

続きまして、32ページ、第4款 衛生費の中の予防費についてのお尋ねですが、この6月1日から16歳までというのが12歳までに引き下がったわけですが、その12歳から15歳までのお子さんについての人数は、767人となっております。

笠松町としまして、今職域接種とかいろいろ言われておりますが、この接種の対象は12歳以上の笠松町に住民登録のある方が全て対象となります。その中で御希望される方となりますが、打ち方として職域で打たれる方も見えるかと思えますし、町の集団接種であったり個別接種であったりという打ち方もありますし、またどうしても笠松町に居住ができなくて、例えば里帰りであったりとか、単身であったりとか、また医療機関が町外であったりとか、いろんな理由があるかとは思いますが、そういう方も町内ではなく、町外で届出をした上で打つことができますので、どちらにしても12歳以上の住民登録のある方については、笠松町のほうから接種券を配付させていただきますので、どこかで接種は打つことができるかと思えます。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、議案書の33ページ、第6款 商工費の中で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金の関係での御質問でお答えをさせていただきます。

まず、長野議員さんが説明していただきましたように、こちらは時短要請等に応じた飲食店等が申請に基づいて県が支給した協力金の5%を今回補正予算で提案をさせていただいておりますが、長野議員さんからお尋ねの申請方法につきましては、事業者が直接県に申請をする。また、その申請方法も、このコロナ禍ということでございますので、郵送のみでの申請ということになっております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 私のほうからは、34ページ、第3項 中学校費、第1目 学校管理費と35ページ、第4項 社会教育費、第2目 公民館費の印刷機使用料54万3,000円についてお答えをさせていただきます。

まず、中学校におきましては、機器購入が平成24年12月に購入しております、8年以上が経過しております。中央公民館のほうにおきましては、平成21年6月に購入しておりますので12年以上が経過をしております、両機器とも印刷機の修繕等の対応が困難となってきております、今回、機器自体の更新を行います。それで、この予算につきましては8か月分のリース費用を計上させていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、公民館のほうは、それまでは買ってある機械で使われて、今後はリースで使っていくということになりますね。そのリースの決め方というか、会社はどのようなのかということと、このリースというときは印刷した出来高で支払いをしていくのか、機械の借り料も幾らかずつ入ったものになるのか、どのようでしょうか。

もちろん中学校も中央公民館も同じような条件だと思いますけれど、そして今後小学校についても期日とともに考えて、このような方向になっていくのか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） ほかはいいの。

○10番（長野恒美君） ほかはいいですよ。分かりました。納得しました。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

今回、中学校・公民館に導入します印刷機につきましては、5年の長期契約を結ぶ予定であります。これは入札によって業者を選定させていただきます。そして、この中には修繕等も含めたリース契約とさせていただきます。

それと、3小学校につきましてはですけども、現在小学校の職員室にはもう印刷機が2台ずつ設置されておまして、そのうち1台につきましては、既に笠松小学校ですと令和2年度に、松枝小学校・下羽栗小学校につきましては平成30年度に更新をしております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

川島議員。

○5番（川島功士君） すみません。32ページの衛生費のワクチン関連の予算についての関連になりますけれども、先ほど職域での接種も始まるというようなことを部長がおっしゃってましたし、国がやる、防衛省がやる大規模接種会場も対象を全国に広げると、対象年齢も広げるということだったんですね。でも、打っていただくためには、職域でやるにも結局接種券がないと申込みができないということで、すぐにでも打ちたいから今すぐ接種券を発行してほしいということは可能になるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今は65歳以上の方に接種券のほうを既に発行させていただいております。64歳以下の方については、まだ今ワクチンの供給の状況によりまして、いつ発送するかというのは今まだ検討中でございます。

ただ、そういう職域でもう打つからとか、基礎疾患があったりとか、例えば高齢者の施設とかそういうところで働いている方で、優先的に打つことができるというような方につきましては、事前にお申出いただければ、笠松町のほうとしましては個別に接種券を先にお渡しをする

ということをしております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ということは、国の大規模センターに行きたいから、早く打ちたいからという方も対応できるということですよ。

あと、ちょっと関連でありますけれども、例えば人材派遣のやつもあるんですけども、看護師をやっている方とか、元看護師だった方で土日とかならお手伝いできるんですけどという方もお見えになったんですけど、なかなか個人個人とのそういう契約というのは事務量大変だろうとは思いますが、そういう方を今は医師会のほうが全部仕切っておられるんだと思いますけれども、そういう方について、例えばお声がけをして町のために働いてもらうというお考えはないのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今接種会場で実際に従事していただいている看護師さんとか保健師さんですが、今議員さんおっしゃられたように医師会の医療機関にお勤めいただいている方はもちろんなんですけれども、あと派遣の方、それから町の任用職員としてお願いしている方もいらっしゃいますし、あとやはりそれだけでは不足するところがありますので、ちょっと個別なんですけれども、そういう方がいらっしゃるという情報をいただければ、お声がけさせていただいて、それで町のほうから謝礼という形でお支払いをさせていただいております。

ですので、もしそういう方がまたいらっしゃいましたら、ぜひ御紹介いただきたいと思えます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

安田議員。

○9番（安田敏雄君） ちょっとお尋ねしますけれども、5月初めから接種が始まって、町の職員の方、僕も1回目は終わりましたが、皆さんが接種会場へ出かけて大変スムーズにやっていたのは結構ですが、職員の間でやはり忙しい人は土日も出勤せないかん。やはりそこら辺のローテーション、そういうのは今のところは派遣の方やら、今服部部長が言われたようにお頼みして、この前も見ておったら、すぐ近くの方が見えたようなふうに見ておったんですが、職員でもローテーションで忙しい人は超過勤務で土日でも出勤して、何も関係のない課の人は全然接種に行かなくてもいいものなのか、そこら辺のローテーションで1人は超過勤務がすごくあるし、同じ職員でも超過勤務が全然ないとか、そこら辺のバランス的なことは、この接種が始まって1か月半ほどたちましたけれども、どういうふうにローテーション組んでみ

えるのか。一遍そこら辺をちょっと分かりましたら聞かせていただきたいと思います、よろしくをお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） ワクチン接種という国家的な事業でして、町長の方針としてもこういう一生に一回あるかないかの事業ですので、もちろん核となるところは担当課の職員で対応しておりますが、全職員がこれに当たれるように、濃いところではワクチンの接種チームを編成して20人体制でやっていますし、どうしても資格がないとできない看護師とか、そういうところは勤務が多忙になりますが、時間外で対応している。そのほかの案内とかそういうところは、できるだけ全職員で当たる。

それから、どうしても監督的な立場の職員が要ります。その一日一日、そういうのは課長とか部長とか主幹が対応しているんですが、彼らは時間外勤務手当が出ませんので、普通でしたら代休のような形を取るんですが、実際代休も取れませんので、管理職員特殊勤務手当という制度を利用しまして、今回は対応させていただいております。できるだけ全員で、オール笠松でやらせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） 単純な質問で申し訳なかったんですが、一番心配しているのは、今ニュースでもどんどんやっているのは、お医者さんが足りないから、お医者さんを1日頼むと日当が13万円から15万円で募集しておりますというようなことで、各自治体ではお医者さんが足りんとか、そういうようなことでやっているというようなことを聞いているし、ある大きな自治体だと時間外労働が1か月に200時間とか150時間、笠松町も本当にこの前も接種会場でしていただいたけど、スムーズに、服部部長もちょうど出てみえたんですが、部長さんも大変毎週土日、土日で体を休めるときがなくなっちゃうんですが、そこら辺を一番心配していたもんで、やはり今副町長が言われたように笠松町ワンチームで、やっぱりその部署によって、誘導する人とかそういう人はある程度の看護師とかそういう人じゃなくても一般の職員の方でもできますので、そこら辺は上手に回して、やはり払うものはきちっと払って、時間外労働は払わなきゃいかんということで、しっかりローテーションを組んでやっていただくのが本来の姿だろうと思います。これはまだまだこれから3か月続くのか5か月続くのか、なかなか町民というのは上手にやって当たり前で、一つ間違うとすぐマスコミに通報したりそういうことをしますので、一つ間違うとすぐまた町長さんの名前が出て、町長は何々したとかそういう話になりますので、そこら辺もよく考えていただいて、払うものはしっかり払って、職員の方にもお助けいただいで進んでいただきたいと思いますので、町長さん、最後に一言よろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今副町長が申しあげましたように、今回のワクチン、言い方を変えれば本当に貴重な経験になると思います。それで、私がいつも危惧しているのは、やっぱり議員の御指摘のように一つの部署で固まってしまう。これは縦割り行政の弊害ではないかというふうに思っておりますので、やはり今回これをいい経験と生かして、若手から幹部まで一生懸命になってやると。私もそういうところへ出かけたんですけど、かえって邪魔になるかと思ってちょっと控えているわけではありますが、本当に幹部、そして一般の若手職員まで一丸となって総力戦でやっています。

まずは、ともかく希望される方全員に安心して、そして迅速に打っていただく。それがイコールコロナの終息、少なくとも笠松町でのコロナ患者をこれ以上出したくないという気持ちが非常に強いので、これはもうみんな一緒に、議会の皆さんも一緒だと思います。

これからも職員の健康には留意しながらも、やるべきことはしっかりとやっていきますし、また幸いなことに医師会の皆さんも非常に協力的で、協力というどころか前に進んで、先に進んで、我々が後からついていくぐらいなところで、多分全国で見てもここまで積極的にやっていただける医師会、医療関係の方はいらっしゃらないと思います。こういった我々にとってのアドバンテージといいますか、強みをしっかりと生かして、何とか岐阜県の中でもいち早くワクチン接種事業を完了させたいという気持ちでやっていますので、また今後ともいろんな面、どうしても私たち、中において同じような作業ばかりしていると気づかない点があると思いますので、お気づきの点とか、あるいは地域の声を届けていただければ日々改善していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。そういったところでお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

町長さん、先頭を切ってやっていただくのはいいんですが、今言ったように上手に行って当たり前ですので、町民に言わせれば。また一つ間違うと大変なことになりますので、そこは緊張感を持って、かといって緊張感を持って委縮するというわけじゃないですので、しっかりワンチームになって、町の職員の方も大変ですけれども、払うものはきちっと払って、時間外労働は時間外労働で請求すれば結構ですので、そこら辺は穩便に、人が足らんところは派遣を使う、そういうこともきちっと予定を立てて、まだまだこれから4か月続くのか5か月続くのか分かりませんので、気を引き締めてよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時46分

